

発行年月:令和7年12月
無断転載禁止
ISSN:2186-1625

No. 59

植物防疫所 植物防疫情報

びいきめん 公式キャラクター
ぴいきめん

発行所 農林水産省
那覇植物防疫事務所
〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1
那覇港湾合同庁舎内
TEL : 098-868-0715

植物防疫所HP
QRコード

<https://www.maff.go.jp/pps/>
植物防疫所 検索

生きた昆虫・微生物などの輸入について

1. はじめに

植物防疫法では、日本の農作物や樹木などの植物を守るため、これらに害を及ぼす生きた昆虫、微生物などの輸入を規制しています。海外旅行先で珍しい昆虫や微生物を見つけて、生きた状態で日本に持って帰りたい場合は、持ち帰る前に、日本に輸入できるかどうかを確認する必要があります。もし、植物防疫法の規制対象となる生きた昆虫や微生物を海外から持ち込むと、植物防疫法第7条第1項の規定に違反することになり、罰則を受ける可能性があります。

2. 生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベースによる検索

昆虫や微生物などの輸入規制の有無は、植物防疫所ホームページ内でデータベース化して公開しているため、どなたでもご確認いただけます。

このデータベースは「生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベース」(以下「データベース」)といい、生きた状態の昆虫や微生物を日本に輸入する際に、規制があるかどうかについて検索できます。今回は、その検索方法についてお伝えします。



【生きた昆虫・微生物などの輸入について】
<https://www.pps.maff.go.jp/rgltsrch/>

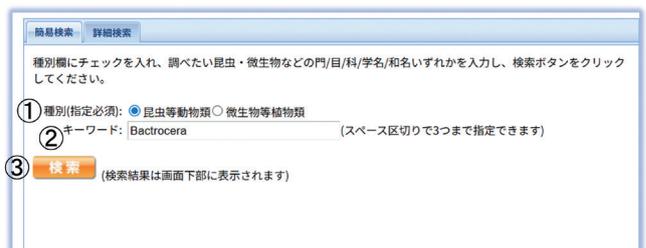
(1) ホームページからのアクセス方法

植物防疫所ホームページのトップページ、キーワード欄にある「昆虫・微生物の輸入」をクリックすると、データベースの画面に移動できます。



(2) キーワードを入れて検索

データベースの簡易検索画面では、①昆虫か微生物かの種別を選択のうえ、②空欄に学名などのキーワードを入れて、③オレンジ色の「検索」ボタンを押すことで、④検索結果が表示されます。詳細検索の場合は、科や目などの分類情報を選択して検索できます。

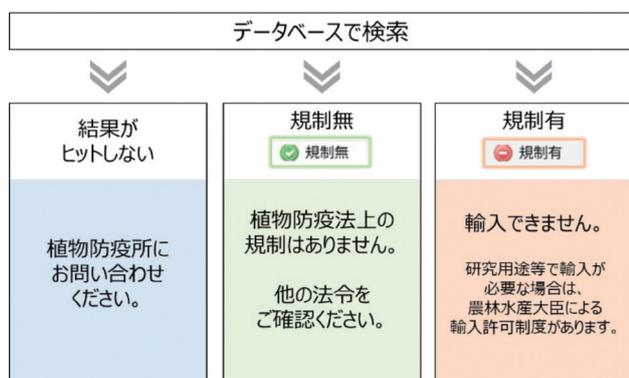


④	⑤	輸入規制	目	科	学名
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera albistrigata
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera correcta
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera cucurbitae
詳細...	✅	規制無	Diptera	Tephritidae	Bactrocera depressa
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera dorsalis species c
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera frauenfeldi
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera latifrons
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera luzonae
詳細...	🚫	規制有	Diptera	Tephritidae	Bactrocera mcgregori

キーワードに「Bactrocera」と入れて検索した結果(抜粋)

(3) 結果の確認

検索の結果、⑤輸入規制欄に赤いマークで「規制有」の表示であれば、植物防疫法による規制の対象となりますので輸入できません。緑のマークで「規制無」の表示であれば、植物防疫法による規制はありません。



データベース活用のフロー図

3. データベースの使用上の注意

検索の結果「規制無」であっても、環境省所管の外来生物法、経済産業省所管のワシントン条約、農林水産省所管の家畜伝染病予防法といった他の法令で規制される可能性がありますので、輸入の際には他の法令についてもご確認ください。また、検索結果が出なかった場合であっても、植物防疫法の規制がないことを示しているわけではありません。その昆虫・微生物の有害性調査がまだ行われていない可能性がありますので、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。世界中に生息する昆虫・微生物の種類は非常に多いので、データベースに掲載されていないものについては、植物防疫所において文献調査などを行い、その規制の有無を反映してデータベースを拡充しています。



【輸入禁止品の輸入許可について】

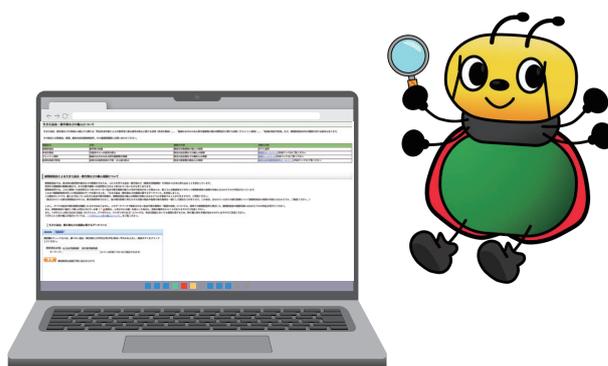
<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>

4. 輸入が禁止されている昆虫・微生物の特別の用途での輸入

データベースで「規制有」となっている場合は、基本的に輸入はできません。しかし、輸入が禁止されているもの（輸入禁止品）であっても、試験研究の用途や博物館での展示を目的とした輸入であれば、輸入禁止品が散逸することのないように厳重な管理をすることなどを条件に、農林水産大臣による許可を得て輸入をすることができる制度があります。この場合、輸入禁止品の管理が可能な施設である必要があり、また、輸入後の管理方法についても多くの条件があります。通常、申請から許可までには30日～40日程度かかります。手続きや施設の条件などの詳細についてはホームページに掲載していますので、ご不明な点がございましたら、植物防疫所までご相談ください。

5. おわりに

以上のように、生きた昆虫・微生物などの輸入については植物防疫法により規制される場合があります。輸入の際には、データベースをご活用の上、適切な輸入へのご協力をよろしくお願いします。





神戸空港国際線定期チャーター便就航から半年が経過

令和7年4月18日、神戸空港で第2ターミナルビルの供用が開始され、アジア方面への国際定期チャーター便の運航が始まりました。就航が開始された令和7年4月から同年9月30日までの期間で、神戸空港に到着した国際定期チャーター便は856便、入国者数は約14万人でした。

神戸空港は、神戸市の主要エリアである三宮からポートライナーで18分の場所に位置しており、平成18年2月16日の開港以来、国内線中心の運航が続いてきました。

令和7年10月現在、国際定期チャーター便は、韓国(ソウル)、中国(上海・南京)、台湾(台北・台中)の計5都市に週約40往復運航されています。また、神戸市と関係機関との間では国際定期便就航は令和12年前後との合意がされ、今後調整が進んでいくことが見込まれます。



神戸空港第2ターミナルビル(外観)

神戸空港での植物検疫業務は、神戸植物防疫所業務部本船貨物検疫担当が担っています。旅客の携行品が輸入禁止品に該当しないか、輸出国政府機関により発行された検査証明書が添付されている

か、病害虫が付着していないかなどの検査を行っています。また、神戸空港では、旅客の携行品の中から果物や肉製品を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた動植物検疫探知犬が探知活動を行っており、植物防疫官及び動物検疫所の家畜防疫官とともに、日本の農産物や畜産物に被害を与える病害虫や家畜伝染病の侵入を防ぐ重要な役割を担っています。

植物防疫所では植物検疫制度の周知のため、広報活動にも力を入れており、神戸空港でもチェックインカウンター周辺にて多言語版リーフレットやポケットティッシュを配布しています。令和7年8月1日には動物検疫所と合同で制度周知キャンペーンを、同10月19日には「神戸空港空の日」イベントでのブース出展を行いました。



「空の日」出展ブースでの検査体験の様子

今後、新たな航空会社による就航も調整が進められており、入国者数の増加が見込まれています。引き続きCIQ(税関、入管、検疫の略称)、神戸市及び空港関係機関と連携を取り、検査や広報など、効果的な植物検疫の実施に取り組んでいきます。



九州における国際クルーズ船への植物検疫の実施状況について

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により国際クルーズ船の運航は停止されましたが、令和4年以降、同感染症が収束傾向となったことから、同年11月15日に国土交通省から国際クルーズ船の受入れ再開が発表され、令和5年3月に日本における国際クルーズ船の運航が再開されました。

門司植物防疫所が管轄する九州（下関港を含む）に寄港する国際クルーズ船は令和5年が430隻、令和6年が725隻（国土交通省資料より）と増加し、令和元年の約94%まで回復し、令和7年には令和元年の水準を上回る見込みとなりました。九州における国際クルーズ船は活況を呈しており、中でも博多港、長崎港、鹿児島港は令和6年の入港隻数がそれぞれ全国1位（204隻）、3位（160隻）、6位（105隻）と上位を占めています。

近年、国際クルーズ船は大型化が進んできたこともあり、乗客が5千人を超えるような船も珍しくないため、乗客の出入国手続きには時間を要し、クルーズ船が到着した港では、多くの乗客で混雑することとなります。

このため、博多港、長崎港及び鹿児島港では、大型クルーズ船を受け入れるため、岸壁や国際ターミナルの整備が行われ、出入国手続きなどの迅速化が図られています。

国際クルーズ船乗客への植物検疫

ここでは、国際クルーズ船の乗客への植物検疫の状況について紹介します。

国際クルーズ船を受け入れる国際ターミナルでは、乗客の手荷物検査を行うための税関検査場などが整備され、植物検疫を行う検査カウンターもこの中にあります。

検査カウンターでは、植物防疫官が乗客の方々が

下船時に持ち出す植物類についての検査を実施していますが、国際ターミナルが整備されていない港においては、船内や岸壁で植物検疫を実施しています。

多くの植物類は、仕出国で発給された検査証明書の添付がなければ船外へ持ち出すことは出来ません。これは、船内で提供された果物類であっても同様ですが、下船後の観光地などで食べることを目的に果物類を持ち出そうとする事例が多く見られ、この中には、カンキツ類、リンゴ及び黄熟バナナの生果実などの輸入禁止品も多く含まれているため、注意が必要となっています。このため、船舶代理店などの関係者の協力のもと、植物類を持ち出さないよう乗客への周知や下船時に声掛けを行うなど、未検査の植物類の持込み防止に向け植物検疫を強化しています。

植物防疫所では、今後も国際クルーズ船等に対する植物検疫を的確に実施することとしていますので、ご協力をお願いします。



博多港に入港した大型クルーズ船



1. はじめに

小笠原総合事務所は、国土交通省の機関であり、昭和43(1968)年の小笠原諸島の日本復帰に伴い、現地における総合行政機関として設置されました。所掌業務としては、出入国在留管理庁による出入国管理及び外国人の在留に関する業務、厚生労働省による検疫業務及び労働業務、林野庁による国有林管理業務のほか、農林水産省による植物防疫業務があります。

植物防疫業務に関しては、植物防疫所から2名の植物防疫官が小笠原総合事務所に出向し、業務を行っていますので、主な内容を紹介します。

2. 植物等の移動規制について

小笠原諸島には、日本国内では南西諸島(沖縄県・鹿児島県の奄美群島)以外の地域には発生していないアリモドキゾウムシ(*Cylas formicarius*)、イモゾウムシ(*Eusepes postfasciatus*)及びアフリカマイマイ(*Achatina fulica*)といった農作物に大きな被害を与える害虫が発生しています。これらの害虫を新たな地域に侵入・まん延させないために、害虫及びその寄主植物(サツマイモ、ヨウサイなど)の移動を規制しています。

小笠原諸島と本土を結ぶ交通は、通常は海上交通に限られているため、船舶に対する広報活動と取締りを行うことが重要です。具体的には、父島と東京を結ぶ定期船の出航時や外国からのクルーズ船の来航時の乗船客への声かけや、リーフレットの直接配布等の広報活動や取締りを実施しています。

さらに、島民や来島者に対する広報活動として、船客待合所での広報板の設置、官公庁、公共施設、宿泊施設などでのポスターの掲示、小中学校での出前授業を実施しているほか、小笠原村で発行している広報紙へ関連記事を掲載しています。



中学校での出前授業の様子

3. 侵入調査事業

日本国内未発生又は日本の一部の地域のみが発生している重要病害虫が、万が一、日本の未発生地域に侵入した場合、農業生産に重大な被害を与えたり、日本産農産物の輸出を阻害したりするおそれがあります。これらを防ぐため、重要病害虫の侵入を早期に発見し、速やかに的確な防除を行うことが重要です。

小笠原諸島では、大正時代末期に、重要病害虫であるミカンコミバエ種群(*Bactrocera dorsalis species complex*)が侵入し、果樹や果菜類の品質低下や減収といった直接的な被害だけでなく、本土への寄主植物の出荷が制限され、農業振興上大きな問題となった過去があります。昭和50(1975)年から根絶を目的とした本格的な防除事業を開始して昭和60(1985)年に根絶を達成し、それ以降ミカンコミバエ種群の侵入は確認されていません。そのため、ミカンコミバエ種群を含む重要病害虫に対する侵入調査を現在も実施しています。

なお、侵入調査は小笠原総合事務所のある父島のほか、母島でも実施しています。



母島に設置した侵入調査用トラップ



成田国際空港における検査予約システム (iP-Quick) の導入と業務効率化

成田国際空港で航空貨物などの輸入検査を行う成田支所では、令和7年1月から新しい検査予約システム (iP-Quick) を導入しています。iP-Quickは大臣官房デジタル戦略グループと共同開発したもので、農林水産省で導入しているGSS(ガバメントソリューションシステム)で提供されている端末に標準搭載されているForms、Lists、Teamsなどのアプリケーションを利用してシステムを開発しました。また、Power Automate(RPA:ロボティック・プロセス・オートメーション)のアプリケーションを活用し、一部の処理工程を自動化することで作業時間の短縮と人為的ミスを防止しています。利用者のユーザー登録を必要とせず、いつでも直接システムにアクセスし予約ができるため利便性が良く、アカウント管理が不要となることから、運用面で維持費が大幅に削減されます。

iP-Quickの仕組みは次のとおりです(図1、2参照)。

- ①受検者は、Formsを利用した予約フォームから検査予約を送信します。
- ②送信された予約情報は、Listsで作成した予約管理リストへ自動登録されます。
- ③職員は、予約管理リストへ登録された旨の通知をTeamsにより受け取ります。

④職員は、予約管理リストの情報を確認し、受検者に対して検査時間を通知するためのメールをOutlookで自動作成し、送信します。

⑤これらの工程をPower Automateにより自動で処理し、全体を管理します。

このように、iP-Quickは複数のアプリケーションを連携させることで、検査予約の受付や管理を自動化したシステムで、導入開始から2週間で96%以上の利用率を実現し、10月現在では100%を維持しています。

GSS端末のアプリケーションのみで構築されたシステムの中で、外部からの手続きに特化したものは農林水産省内でも初めての事例でした。今後も長期的な運用を行っていくための管理体制を維持していきます。



図2 iP-Quickの操作画面

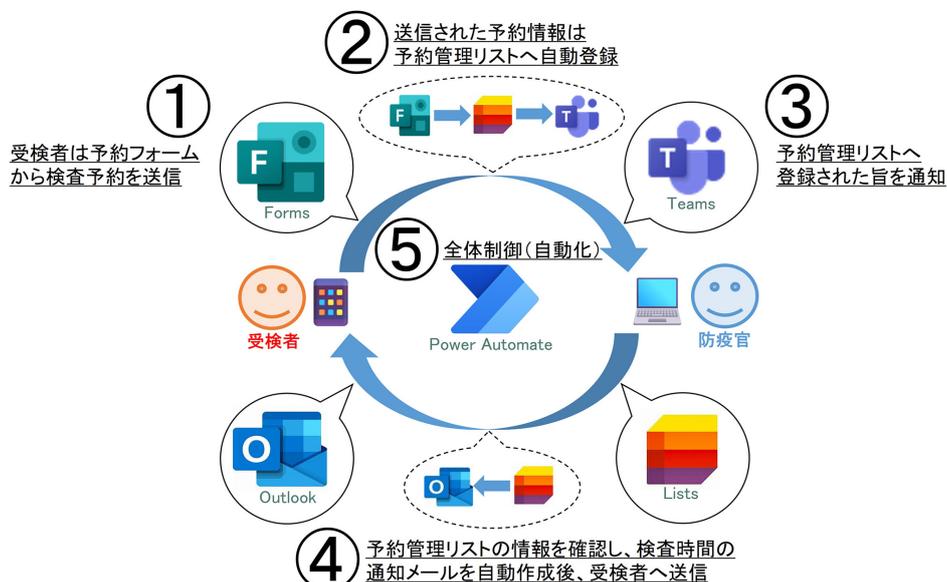


図1 iP-Quickの仕組み



植物検疫と地域住民のかかわり ～海外の事例紹介～

1. はじめに

植物検疫は、病虫害の侵入やまん延を防ぎ、日本の農産物や樹木を守る重要な役割を担っています。近年、人や物の国際的な移動の増加に伴い、病虫害の侵入リスクが高まる中、早期発見と速やかな対応が求められています。その対策として、市民が調査に参加する「市民科学シチズンサイエンス(citizen science)」が注目され、SNSやアプリを活用したオンライン・シチズンサイエンスは各分野で成果を上げています。

国内では植物検疫に市民科学が直接活用された事例は少ないものの、海外では市民の協力により病虫害の監視や早期発見に成功した事例が複数報告され、その有効性が実証されています。

次項で代表的な海外の事例を紹介します。

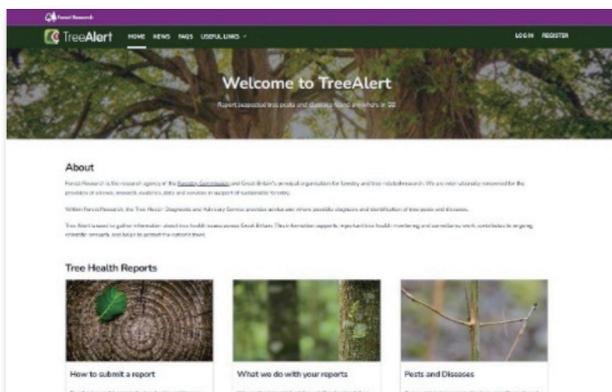
2. 市民科学が植物検疫に貢献した事例

(1) Observatree及びTreeAlert(英国)

Observatreeは、英国森林研究所が主導する市民科学プロジェクトで、訓練されたボランティアが22種の樹木病虫害を監視し、異常をTreeAlertで報告します。

TreeAlertは、英国における樹木病虫害の一般報告用ポータルで、現在は英国の全樹木の病虫害に対応するwebシステムです。

収集されたデータは、現地調査や病虫害の拡散傾向の把握、規制・検疫対象の調査などに活用されています。



TreeAlertのWebサイト

<https://treealert.forestresearch.gov.uk/>

(2) SOD Blitz Project(米国)

カリフォルニア大学が実施している市民参加型の調査プロジェクトで、多くのボランティアが「Sudden Oak Death(*Phytophthora ramorum*)」の兆候のある葉のサンプルを送付し、研究室でこれらのサンプルに対して遺伝子診断を実施します。

成果として、感染力と病原性の高い新たな系統が複数地点で初めて発見されました。これは、市民による協力が病害の早期発見と迅速な対応につながった好例であり、植物検疫上極めて重要な成果です。収集されたデータは、感染分布の可視化や早期防除策の立案、今後の拡大予測などに活用されています。

(3) Spittlebughunt(英国)

Botanic Gardens Conservation International(BGCI)が実施した市民参加型調査で、植物病原細菌である*Xylella fastidiosa*のベクターであるアワフキムシ(spittlebug)の寄主植物を記録することを目的としています。参加者はX(旧Twitter)上で、アワフキムシが生息する泡状の巣(cuckoo spit)と、その付着植物の写真と場所を「#Spittlebughunt」で投稿します。

約1か月で86種類の寄主植物が報告され、アワフキムシが寄生する植物リストの拡充と病虫害リスク分析に貢献しました。また、このプロジェクトは、SNSを活用した市民科学が植物保護や自然観察に有効であることを示す実例として高く評価されています。

3. まとめ

病虫害の侵入防止には、植物防疫所のような専門機関だけでなく市民の皆様からの情報提供も有益です。見慣れない病虫害を発見した場合には最寄りの植物防疫所又は都道府県の病虫害防除所への情報提供にご協力をお願いします。



植物防疫情報に関するアンケートのお願い

植物防疫情報は、輸出入検疫、国内検疫、その他植物防疫所の業務に係る最新情報を掲載した定期刊行情報誌です。このたび、みなさまのお役に立ち、分かりやすい情報誌にブラッシュアップするために、みなさまからの意見をいただきたく、アンケートを実施することといたしました。QRコードを読み込んで回答をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/rMQR3GH6TG?origin=lprLink>



注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和7年12月19日現在

【法令改正関係情報】

- 「セグロウリミバエの緊急防除に関する省令」及び「セグロウリミバエの緊急防除に関する告示」が一部改正され、規制の対象になる防除区域が追加されます。(令和7年12月3日)
- 「告示(条件付き解禁)」が一部改正されました。(令和7年11月25日)
- 「実施細則(条件付き解禁)」が一部改正されました。(令和7年11月25日)
- 植物防疫法施行規則が一部改正されました。(令和7年11月10日)
- 「イスラエル産スイートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。(令和7年10月9日)
- 「植物防疫法施行規則」が一部改正されました。(令和7年9月17日)

【輸入植物検疫関係情報】

- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年12月22日)
- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました。(令和7年12月16日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年10月24日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年10月20日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年10月6日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年9月30日)

【輸出植物検疫関係情報】

- 「輸出条件早見表(貨物、携帯品、郵便物) (ブラジル) 及び「品目別輸出条件一覧表(貨物、携帯品、郵便物) (ブラジル) を更新しました。(令和7年12月9日)
- 「輸出用木材こん包材に関する各国の情報」におけるアメリカの情報を更新しました。(令和7年12月1日)
- 「各国の検疫条件」の大韓民国、「輸出条件早見表(貨物、携帯品、郵便物) (大韓民国) 及び「品目別輸出条件一覧表(貨物、携帯品、郵便物) (大韓民国) を更新しました。(令和7年11月21日)
- 「各国の検疫条件」におけるブラジルの情報を掲載しました。(令和7年11月21日)
- 「輸出検査実施要領」が一部改正されました。(令和7年10月21日施行)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産うんしゅうみかん) を掲載しました。(令和7年10月10日)
- インド向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産りんご) を掲載しました。(令和7年10月10日)
- ニュージーランド向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産かんきつ) を掲載しました。(令和7年10月8日)

【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報No.139」を掲載しました。(令和7年9月17日)

【その他のお知らせ】

- 中部国際空港輸入検査予約システム(iP-Quick) が導入されます。(令和7年12月17日)
- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました。(令和7年12月16日)

植物防疫所のインスタグラムが出来たよ!



@pikyun_ppsjapan

